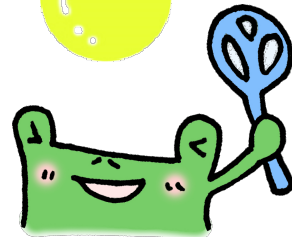


# 令和2年度「子どもの冒険ひろば」

## 実施団体募集



募集期間：令和2年3月16日(月)～4月20日(月)必着

### 子どもの冒険ひろばとは？

地域住民が運営する、野外の自由な遊び場です。

兵庫県では、NPO 団体や青少年団体・グループと協働し、平成15年から県内各地で開設しています。幼児や小学生の参加者を中心に、公園や空き地などでの禁止事項をできるだけなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ということを基本に何でも自由な遊びができる場です。

### 応募の条件

兵庫県内に活動拠点を置くNPOや青少年団体・グループなどであって、次の要件を全て満たしているものとします。

- (1) 代表者及び主たる事務所を定めていること。
- (2) 構成人員が5人以上であること。
- (3) 宗教または政治・営利活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと。
- (4) 業務を遂行する能力を有していること。
- (5) 常設ひろば(※)を 1箇所必ず開設 することとし、原則として、年間12回以上実施すること。  
※あらかじめ定めた場所において開設し、原則として月1回以上実施
- (6) 主体的あるいは地域団体等とも協力し、臨時的に場所を確保し、冒険ひろばの開設に努めること。(＝出前ひろばの実施)
- (7) 現場運営を担うプレーリーダー(※)を必ず配置 すること。 (※)裏面参照

募集団体数：概ね50団体

補助対象期間：

【新規団体】 補助金の交付決定日～令和3年3月31日

【前年度団体】 令和2年4月1日～令和3年3月31日

補助金額：

① 常設ひろばにおいて年間12回実施：25万円を上限に補助

② 年間13回以上実施：実施回数に応じて50万円を上限に補助

(※) ※②についての実施回数は、常設・出前ひろばを区別しない。

実施1回につき1万円を上限に加算。ただし、事業予算の範囲内で調整あり。)



## 補助対象経費

・謝金・旅費・需用費・役務費・使用料

※食糧費（会議・活動での弁当代、食事代、お茶代等）事務機器、日常のひろば活動で使用しない季節用品、10万円以上の物品購入、団体事務所の運営費（事務所経費）などは、対象外となります。



## 提出書類

※提出書類の様式は、兵庫県青少年本部のホームページからダウンロードできます。<https://seishonen.or.jp/honbu/>  
※応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。



## 応募手続

提出書類に必要な事項を記入の上、募集期間内に兵庫県青少年本部まで郵送または、持参で提出してください。郵送の場合は**4月20日（月）必着**でお願いします。



## 選考方法

青少年本部において提出書類をもとに内容を審査し、補助団体を決定します。  
決定は5月中旬を予定しています。



（※）プレーリーダーは、指導者ではなく、子どもたちの遊びや発想の“素材”を提供し、子どもたちの目線に立ってともに遊び、見守る人です。

プレーリーダーの役割は、道具類、遊具類の整備や素材の準備をはじめ、企画・運営や子どもがケガをした場合等の対処など多岐にわたります。

大人は子どもの遊びを規制しがちになりますが、そうした声と向き合ったりもします。子どもが自由な発想のもと遊べる環境を作り出す「子どもの冒険ひろば」に欠かせない存在です。



### 【問い合わせ先】

公益財団法人 兵庫県青少年本部

活動支援部

子どもの冒険ひろば担当

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 兵庫県民会館8階

TEL:078-891-7410 FAX:078-891-7418

